



介護保険事業の取組状況について

高齢者住宅へのエアコン設置費用を補助します

高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、新たにエアコンを設置する75歳以上の高齢者世帯に補助します。



- **エアコンがない住宅で、**
- **75歳以上の高齢者のみで構成される世帯が対象！**
- **事前申請が必要！購入前に市へ相談してください**
- **市内の事業者からの購入のみ対象！**

■対象要件

- ・市内に1年以上居住
- ・75歳以上の高齢者世帯
- ・新たにエアコンを購入し設置する場合
(すでにエアコンが設置されている住宅は対象外)
- ・住民税非課税世帯
- ・世帯員の全員が市税等を滞納していない

■補助対象経費

エアコンの購入および設置費用
※市内の事業者が販売・設置工事を行うものに限る

■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内(上限5万円)
※1世帯につき1回のみ

申請の流れ

①事前申請

- ・申請書を市 高齢福祉課へ提出
添付書類:見積書、エアコン・室外機の
設置予定箇所の写真

②現地調査

- ・市職員がご自宅へ訪問し、エアコンの有無を
確認

③交付決定

④実績報告

- ・実績報告書を市 高齢福祉課へ提出
添付書類:領収書(写し)、明細書
エアコン・室外機の写真

⑤交付確定

⑥請求・支払い

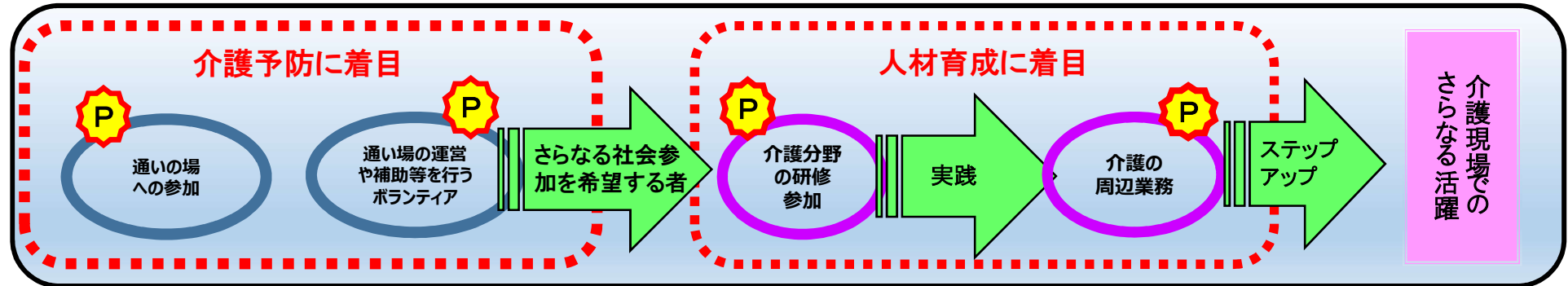
お問い合わせ

ボランティアポイント制度

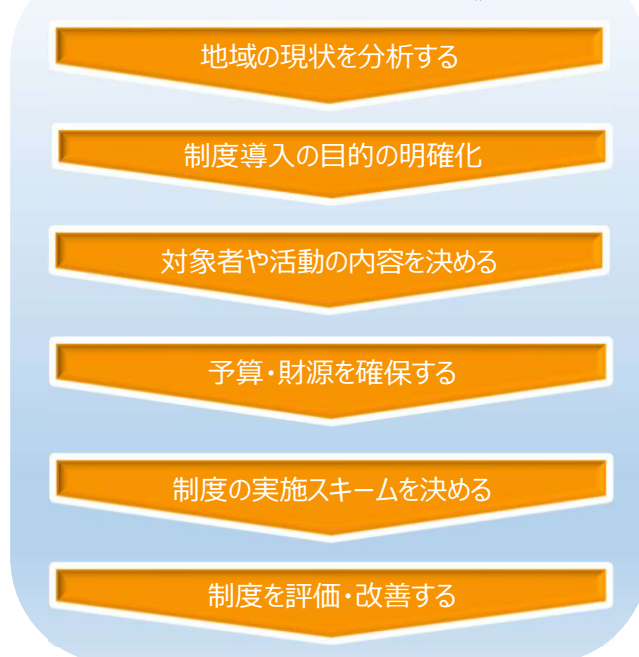
担当:くらし支援部 高齢福祉課

ボランティアポイントを利用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若年層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層などの**社会参加・就労的活動**を促進するとともに介護現場でのさらなる活躍を支援し、**介護人材の裾野を拡大**する。

《取組のイメージ》



《制度導入の流れ》



《制度導入により想定される効果》

主体	期待される効果
ボランティア活動によるボランティア付与対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の推進 ・ボランティアポイントの獲得 ・社会的孤立の防止 ・ボランティア活動に対する意欲の向上 ・生きがいややりがいのある活動の場の確保
受入れ事業所・施設・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における施設の理解促進 ・活動の活性化 ・専門職の専門性の向上
参加によるポイント付与対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア付与対象者が見守りや話し相手、掃除などの支援を行うことで地域で安心して生活の継続 ・楽しみや生きがいの推進
市（保険者）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の介護予防に対する意識向上 ・介護給付費増大の抑制 ・活動参加者の確保、増加 ・地域の活性化 ・住民同士の交流、助け合いの推進 ・災害時における共助



米原市認知症高齢者等SOSネットワーク事業

どこシル伝言板® とは？

大変！おばあちゃんが
いなくなった！

何かお困りの様子…
衣服のQRコードに
アクセスしてみよう

発見

伝言板に
アクセス

発見者

自動メール受信

おばあちゃんが
みつかった！

ご家族

洋服等に専用の
QRコードラベルを
貼付けておく

この画面は保護者と
発見者のみが見ることが
できます

24時間 365日
素早く連絡が取れる！

認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ**瞬時に発見通知メールが届きます**。発見者はQRコードを読み取ると、**ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかる**ので安心です。**チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単**。お迎えまで迅速に行えます。

どこシル伝言板® の特徴

読み取ると発見者の
手順を確認できます

準備はこれだけ

1. スマホのメールアドレスを用意する
2. 登録シートの記入
3. ラベルシールの貼付け

24時間365日OK

夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した3名へ瞬時に発見通知メールが届きます。

個人情報の記載不要

氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

声かけをやすく

ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。

耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)

右上腕部 背面 襟元 袖口 帽子側面

蓄光シール(アイロン不可のもの)

ナイロン素材 杖

お問い合わせ

米原市役所 暮らし支援部 福祉政策課

電話: 0749-53-5120

FAX: 0749-53-5119



1

事前受付 初期登録



ケアマネジャー等に相談しながら登録シートを記入します。登録シートをもとに自治体(もしくは保護者)にて情報登録後、ラベルシールが配布されます。

2

ラベルシール 貼付け



配布された耐洗ラベルと蓄光シールを衣服・持ち物等に貼付けます。春夏秋冬物全ての衣服等に貼りましょう。耐洗ラベルは180℃のアイロンで圧着します。

ご本人

行方不明 ↓ 保護

発見者

3

QRコード読取



発見者

4

読取通知 メール受信



発見者がQRコードを読み取るだけで自動的に読取通知のメールが届きます

事務局も
受信

登録シートが重要!

どこシル伝言板登録シート	
記入日	年 月 日
保護対象者ID	
① 保護対象者のニックネーム <small>※呼びかけて連絡するときに使用する ※個人情報保護の観点から、氏名(姓名・フルネーム)での登録は禁止です 例: おおさん(先生)、おやん(先生)、おやん(先生)</small>	
② 生年月日(年月まで)	
③ 性別	
④ 身体的特徴 <small>※身長や体型、メガネの有無、よく目につく傷などの特徴を詳しく記入します 例: ① 身長150cm ② 中肉中背 ③ 眼鏡使用</small>	
⑤ 既往症	
⑥ 保護時に注意すべきこと <small>※発見した方へのアドバイスとなります。保護時に特約事項を併せて記載してください 例: ・お茶が嫌いなので、お茶には頼りかけないでください ・「おいさん」と話しかけると怒りやすくなるので、「先生」と話しかけてください ・子犬が来たこと、猫の飼育の可能性があるため、所持している動物をなるべくお見せください</small>	
⑦ 発見通知メールアドレス <small>※発見時に連絡を受けるメールアドレスです 記入しなくても可能ですが登録できます 例: 主介護者、ご家族、介護支援専門員等</small>	

既往症や保護時に注意すべきことを詳細に記入しておくことで、**発見者がご本人に接する際の手助け**となります。ケアマネジャーに相談しながら、適切な情報を記入しましょう。

8

ご本人
発見者



お迎え ↓ ご帰宅

保護者

7

発見者



伝言板でやりとり

保護者

5

情報の確認 現在地入力



警察や病院が保護した場合のみ、電話番号の記載が可能です

発見者

6

発見通知 メール受信



発見者が発見情報を入力送信すると自動的に発見通知メールが届きます

事務局も
受信